

特殊工場設置(変更)不許可通知書

年 月 日

様

守山市長

印

年 月 日付で申請のあった、特殊工場の設置(変更)については、下記の理由により許可しないことになりましたので通知します。

記

1 申請内容

名 称	
所 在 地	
業種、作業の種類	

2 許可しない理由

--

備考

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、守山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、守山市長を被告として(訴訟において守山市を代表する者は守山市長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。